

# 邑楽町森林整備計画

計画期間

自	4年	4月	1日
至	14年	3月	31日

群馬県邑楽町

## 目 次

伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
森林の整備に関する事項	2
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	5
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	8
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3 その他必要な事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	10
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	
3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	

4	森林経営管理制度の活用の促進に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	10
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	10
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	11
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
	森林の保護に関する事項	11
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	11
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
	森林の保健機能の増進に関する事項	12
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

その他森林の整備のために必要な事項 . . . . . 12

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

## 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は県南東部に位置し、総面積は、3,111haであり、森林面積は33haで町の総面積のおおよそ1%あまりである。町内には、6つの一級河川や、多々良沼等による豊かな水資源に恵まれた地域に平地林が点在する。本町の森林は、穏やかな平坦地に残された貴重な平地林であり、本町の総合計画においても、平地林を美しい自然環境の一つとしてとらえ、その適切な維持管理と保全・整備に努めることとしている。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町の立地、地形、森林の配置状況及び保安林の配備状況等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおり(表1)とする。

表1 地域の目指すべき森林資源の姿

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	快適環境形成機能	気候緩和(夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰)/大気浄化(塵埃吸着、汚染物質吸収)/快適生活環境形成(騒音防止、アメニティ)	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
	保健・レクリエーション機能	療養(リハビリテーション)/保養(休養、散策、森林浴)/レクリエーション(行楽、スポーツ等)	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能	景観(ランドスケープ)・風致/学習・教育(生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場)/芸術/宗教・祭礼/伝統文化/地域の多様性維持(風土形成)	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
	生物多様性保全機能	遺伝子保全/生物種保全(植物種保全、動物種保全(鳥獣保護)、菌類保全)/生態系保全(河川生態系保全、沿岸生態系保全(魚つき))	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していただくための基本方針は次のとおり(表2)とする。

表2 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
----------	---------------

<p>快適環境形成機能</p>	<p>町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進する。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことから、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

#### 森林の整備に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

## 1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である標準伐期齢を、次のとおり定める。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとする。なお、標準伐期齢は、あくまでも主伐に関する指標であり、これをもって伐採をうながすものではない。

表3 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
					用 材	その他
全 域	35	40	35	60	70	15

注：広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐とは、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

立木を伐採（主伐）する場合においては、森林の有する多面的機能の維持増進並びに対象森林の自然条件及び社会的条件に配慮するとともに、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

### （1）伐採方法について

区 分	伐採方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。
択伐	択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

### （2）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
-------	--------

育成単層林	<p>主伐は、自然条件や公益的機能の確保の必要性等により、1ヶ所当たりの伐採面積、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止や風致の維持等、必要に応じ保護樹帯を設置する。</p> <p>主伐の時期は、重視すべき公益的機能の発揮に配慮する。</p> <p>伐採後は、萌芽更新が確実な林分以外は、郷土樹種や広葉樹も視野に入れ、現地の自然条件に適した樹種を選定、植栽し、早期に更新する。</p> <p>また、萌芽更新は、必要に応じ、芽かき、植込みを実施する。</p> <p>皆伐後天然更新を行う場合は、天然下種更新、萌芽更新が確実な林分を対象とする。特に、天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区形状、母樹の保存等について配慮する。</p> <p>森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
育成複層林	<p>主伐にあたっては、複層林に誘導するため、特に自然条件を踏まえ森林の構成樹種、林分構造等を勘案して実施する。</p> <p>択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率と繰り返し期間による。</p> <p>皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。</p> <p>天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
天然生林	<p>天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系からみて人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うものとする。</p> <p>伐区の設定にあたっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとする。</p> <p>天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の成育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>

注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- 2 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- 3 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。



\*1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

\*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。

\*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

\*4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

### 3 その他必要な事項

特になし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、次表4に定める樹種を選定するものとする。なお、生物多様性の保全のため、郷土樹種の選定も考慮するものとする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

さらに、他の樹種を植栽しようとするときは、林業普及指導員又は町の森林・林業担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表4 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、その他地域に応じた有用広葉樹	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

下記のア、イに示す方法を標準として行うものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木について、地域での既往の複層林施業の状況を踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の森林・林業担当課とも相談の上、適切な方法を選択するものとする。

#### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数（本/ha）	備考
スギ	密仕立	3,500	
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,500	
ヒノキ	密仕立	3,500	
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,500	
アカマツ	中仕立	4,000	

## イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう、等高線沿いに堆積する全刈筋積を標準とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地ごしらえを行い林地の保全に努めるものとする。
植え付けの方法	普通穴植えを標準とし、気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案する。 また、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮する。
植栽の時期	スギ、ヒノキは4月～6月を標準とする。 アカマツ、クロマツは3月～5月を標準とする。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林地における主伐後の更新を確実にを行うこととする。

また、人工造林による更新の期間は次に示すとおり(表5)とする。

表5 人工造林をすべき期間

伐採の方法	期 間
皆伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は、適地適木を旨とし、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次の樹種から選定するものとする。

区 分	対象樹種	備 考
天然更新の対象樹種	コナラ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種	
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類等	

注：上記に定められた樹種以外を天然更新しようとする場合は、林業普及指導員又町の森林・林業担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、下表6に示す期待成立本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る)を更新する必要がある。

表6 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
-----	--------

2の(1)に定める樹種	10,000本 / ha
-------------	--------------

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新を行うに当たって行う補助作業の標準的な方法は次(表7)のとおりとする。

表7 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
萌芽更新の補助作業	<p>目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2~3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。</p> <p>また、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。なお、天然更新については、伐採後おおむね5年を越えない期間後の更新状況を確認し、更新が完了していない場合には確実な更新を図る。</p>
天然下種更新の補助作業	<p>ササや粗腐性の堆積物があり、種子の着床や稚樹の成長が期待できない箇所については、地表処理として、かきおこし、枝条整理等の作業を行う。</p> <p>天然稚樹がササなどの下層植生により成長が阻害されている箇所については刈り出しを行う。</p> <p>目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。</p>

### ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、更新樹種が概ね均等に生育するとともに、草木等によって被圧されず、順調に成長できるとみなされる状態をもって更新完了とする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については伐採後、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とする。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

設定なし

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

### (1) 更新に係る対象樹種

#### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

#### イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数は次表8のとおりとし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)とする。

表8 天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数

樹種	最大の立木の本数として想定される本数
2の(1)に定める樹種	10,000本/ha

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す内容を標準として、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、森林の立木の生長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

また、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意しなければならない。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考		
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目				
スギ	3,000本/地位級	15	20	27			間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	原則として密度管理図を使用		
	3,000本/地位級	17	23	31						
	" (伐期80年)	17	23	31	44	69				
ヒノキ	3,000本/地位級	18	23	30					間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	原則として密度管理図を使用
	3,000本/地位級	21	27	36						
	" (伐期80年)	21	27	36	53					
アカマツ	4,000本/地位級	16	21	28			間伐率は、本数で30%程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	原則として密度管理図を使用		
	" (伐期80年)	16	21	28	40					

(2) 実施時期の標準的な間隔

主要樹種について、間伐の実施すべき標準的な間隔を、次のとおり(表9)定める。

なお、間伐の間隔は、あくまでも間伐に関する指標であり、これをもって伐採をうながすものではない。

表9 間伐を実施すべき標準的な間隔

区分	間伐の間隔	備考
標準伐期齢未満	概ね10年	
標準伐期齢以上	概ね15年	

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表10に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、適切に実施するものとする。

表10 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施期間は、6～7月頃を目安とする。	回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
	アカマツ	1	1	1	1	1	1						
	コナラ	1	1	1	1	1							
つる切	スギ										1	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施期間は、6～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	コナラ							1					
除伐	スギ										1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する実施期間は、8～10月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	コナラ							1					
枝打	スギ									1		生長休止期に実施する。	
	ヒノキ									1			

## 3 その他必要な事項

森林経営管理法第42条第1項に基づき、伐採または保育が適正に実施されていない森林においてこれらを早急に実施する必要があるものを「災害等防止措置命令の対象森林」として指定し、当該森林の所有者に対し、森林の所在地、実施すべき伐採または保育の方法及び時期を記載した書面による通知を行う。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 公益的機能別施業森林の区域の設定

設定なし

#### (2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法

該当なし

**2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法**

**(1) 区域の設定**

設定なし

**(2) 森林施業の方法**

該当なし

**3 その他必要な事項**

該当なし

**第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

**1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針**

該当なし

**2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策**

該当なし

**3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**

該当なし

**4 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項**

該当なし

**5 その他必要な事項**

該当なし

**第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

**1 森林施業の共同化の促進に関する方針**

該当なし

**2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策**

該当なし

**3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項**

該当なし

**4 その他必要な事項**

該当なし

**第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**

**1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項**

該当なし

**2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項**

該当なし

**3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項**

該当なし

**4 その他必要な事項**

該当なし

**第8 その他必要な事項**

**1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項**

該当なし

**2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項**

該当なし

**3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項**

該当なし

**森林の保護に関する事項**

**第1 鳥獣害の防止に関する事項**

**1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法**

**(1) 区域の設定**

設定なし

**(2) 鳥獣害の防止の方法**

該当なし

**2 その他必要な事項**

該当なし

**第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項**

**1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法**

日常の監視を通して、病虫害等による被害を早期に発見し、適切な対応に努めることとする。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入する。

具体的には、森林病虫害として森林病虫害等防除法に規定されているものの内、現在、本町に係るものはマツを衰弱させ枯損に至らせる「マツノザイセンチュウ」とその媒介昆虫の「マツノマダラカミキリ」による松くい虫被害であり、本町としては、大黒保安林(高度公益機能森林)を守るべき松林と定め、すべての健全な松に松枯れ防止薬剤の樹幹注入を行い、松枯れを予防する。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

被害発生が見込まれる場合においては、被害の状況や被害発生地の特性など、詳細な情報収集に努めることとする。

## 3 林野火災の予防の方法

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災を防ぐため、森林所有者や森林保全巡視指導員、本町職員による巡視や、林野火災予防のための啓発活動を行う。あわせて、ゴミの不法投棄や無許可伐採・無届け伐採に対し、適切に対処する。

また、林野火災予防等の普及啓発を図るため、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行い、林野火災予防体制の強化に努める。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

## 5 その他必要な事項

### （1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
1-1 (3-1,3-2,4-1~4-3,7,8,10-1,13-1,14-1~14-3,18-1,53,54-1,54-2,66,75,77~80,91-1~91-3,小班),1-2 (17~19,20-1,20-2,26,28-1,28-2,29,38-1~38-6,62-1~62-3,65-1,65-5,65-6,79,80-1~80-3,85-1,85-2,85-4,85-7,95-1,小班) 2 (8,9-1,9-2,10,35~41,小班) , 3 (5~7,9-1,9-2,26-1,26-2,46-1,46-2,47-1,47-2,49-1,49-2,50,51-1,51-2,53,59,92-1,99-3,100-1,100-2,102-1~102-6,103-1,103-2,104-1,104-4,104-5,105,109~116,122-1~122-5,123-1,123-2,124-1~124-4,127,132-1,132-2,133,135,137,139-1,139-2,149,151,152,154~156,199-2,201-1,201-2,202,203,204-1,204-2,206-1,206-2,207,208-1,209,220-1,220-2,小班) 林班の松、邑楽町大字新中野 132 番地 1 の松	松くい虫被害による

### （2）その他

森林の保護のため、森林所有者や地域住民等からの情報をもとに、町内の森林の状況を把握するよう努める。

#### 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

#### その他森林の整備のために必要な事項

##### 1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし

##### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

##### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし



**4 森林の総合利用の推進に関する事項**

該当なし

**5 住民参加による森林の整備に関する事項**

**(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項**

町内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、森林づくり体験を推進する。

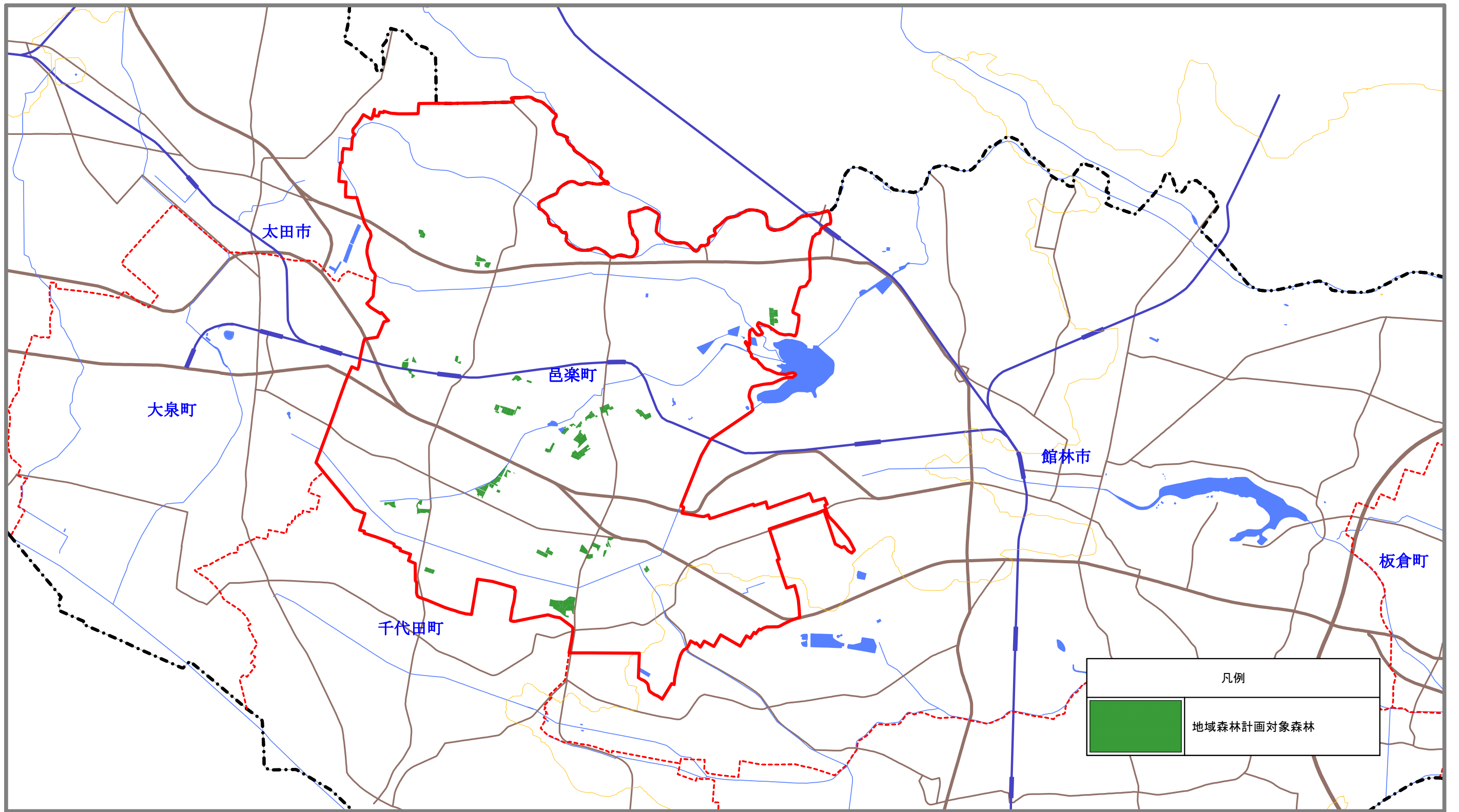
**(2) 上下流連携による取り組みに関する事項**

該当なし

**6 その他必要な事項**

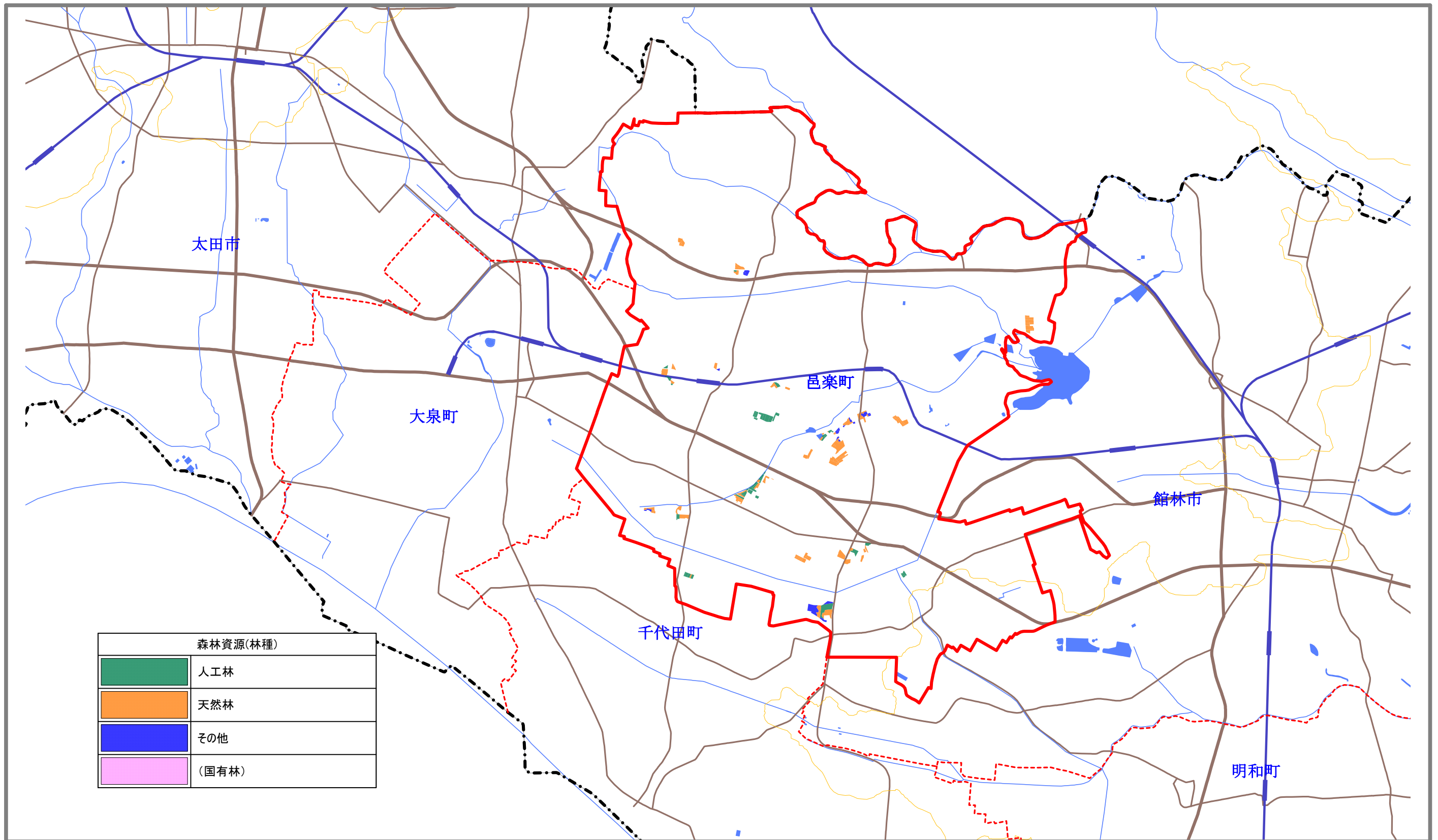
該当なし

# 地域森林計画対象森林位置図



縮尺 : 1/50,000

# 邑楽町森林整備計画概要図（森林資源）



計画期間：令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

縮尺：1/50,000